

改 正 案	現 行
<p>一（二）（略）</p> <p>二の二 指定短期入所の施設基準</p> <p>イ 介護給付費等単位数表第7の1のロの(1)の医療型短期入所サービス費（Ⅰ）又は同ハの(1)の医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）を算定する指定短期入所事業所の施設基準</p> <p>次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。</p> <p>(1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（以下「病院」という。）であること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第7の1のロ及びハの医療型短期入所サービス費（Ⅱ）若しくは医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）若しくは医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準</p> <p>次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。</p> <p>(1) 病院又は医療法第一条の五第二項に規定する診療所（以下「診療所」という。）であつて十九人以下の患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(2)（略）</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第7の1のハの医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準</p>	<p>一（二）（略）</p> <p>二の二 指定短期入所の施設基準</p> <p>イ 介護給付費等単位数表第7の1のロの(ニ)の医療型短期入所サービス費（Ⅰ）又は同ハの(ニ)の医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）若しくは医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）を算定する指定短期入所事業所の施設基準</p> <p>次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。</p> <p>(1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院であること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第7の1のロ及びハの医療型短期入所サービス費（Ⅱ）若しくは医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）若しくは医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準</p> <p>次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。</p> <p>(1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所であつて十九人以下の患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(2)（略）</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第7の1のハの医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準</p>

次の(ニ)又は(セ)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入
所事業所であること。

(1) 病院又は診療所

(2) (略)

二の三 指定共同生活介護の施設基準

(削除)

次の(ニ)又は(セ)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入
所事業所であること。

(1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に
規定する診療所

(2) (略)

二の三 指定共同生活介護の施設基準

介護給付費等単位数表第9の8の地域生活移行個別支援特別加算
を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準
第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以
下同じ。)の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百三十八条の規定により指定共同
生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給
付費等単位数表第9の8の注に規定する別に厚生労働大臣が定め
る者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活
支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されて
いるとともに、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する厚
生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する
者による指導体制が整えられていること。

(3) 指定共同生活介護事業所の従業者に対し、心神喪失等の状態で
重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成
十五年法律第百十号)(以下「医療観察法」という。)第四十二
条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の規定による入
院によらない医療を受けている者又は刑事収容施設及び被収容者
等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三条に規定
する刑事施設(以下「刑事施設」という。)又は少年院法(昭和
二十三年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院(以下「少

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第9の1のホの経過施設入所支援サ
ビス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者
支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしてい
るとみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ 介護給付費等単位数表第9の2の夜勤職員配置体制加算を算定
すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第9の
1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ
。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置く
べき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活
支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の(1)か
ら(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第9の1の注1
に掲げる(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利

年院」という。）を釈放された障害者の支援に関する研修が一年
回以上行われていること。

(4) 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定す
る保護観察所（以下「保護観察所」という。）、更生保護事業法
（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施
設（以下「更生保護施設」という。）、医療観察法第二条第四項
に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第
百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター（以
下「精神保健福祉センター」という。）その他関係機関との協力
体制が整えられていること。

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の1のホの経過施設入所支援サ
ビス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者
支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしてい
るとみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ 介護給付費等単位数表第10の2の夜勤職員配置体制加算を算定
すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第10の
1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ
。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置く
べき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活
支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の(1)か
ら(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第10の1の注1
に掲げる(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利

用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。)の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2)・(3) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第9の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

(1) 介護給付費等単位数表第9の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2)・(3) (略)

(4) 指定障害者支援施設等の従業者に対し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)(以下「医療観察法」という。)第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三条に規定する刑事施設(以下「刑事施設」という。)若しくは少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院(以下「少年院」という。)を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(5) 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所(以下「保護観察所」という。)、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第七項に規定する更生保護施設(以下「更生保護施設」という。)、医療観察法第二条第四項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)(又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福

用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。)の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2)・(3) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第10の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

(1) 介護給付費等単位数表第10の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2)・(3) (略)

(4) 指定障害者支援施設等の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(5) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

社センター（以下「精神保健福祉センター」という。）その他関係機関との協力体制が整えられていること。

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第11の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)・(2) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第11の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1)・(2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第11の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第11の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)・(2) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1)・(2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第12の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

二 介護給付費等単位数表第11の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 精神障害者退院支援施設加算（I）を算定すべき場合の施設基準

(一) 利用定員が次の（ア）又は（イ）に掲げる精神障害者退院支援施設（介護給付費等単位数表第11の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める基準を満たしていること
（ア）・（イ）（略）

(二)（略）

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第12の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ・ロ（略）

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第13の1のイの就労継続支援A型サービス費（I）を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス

二 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 精神障害者退院支援施設加算（I）を算定すべき場合の施設基準

(一) 利用定員が次の（ア）又は（イ）に掲げる精神障害者退院支援施設（介護給付費等単位数表第12の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める基準を満たしていること
（ア）・（イ）（略）

(二)（略）

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ・ロ（略）

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援A型サービス費（I）を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援B型サービス

ス費（I）（ロにおいて「就労継続支援B型サービス費（I）」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員（ロにおいて「職業指導員等」という。）の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第14の14の目標工賃達成指導員

配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費（I）を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人は生活支援員を配置することが可能であること。

ス費（I）（ロにおいて「就労継続支援B型サービス費（I）」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員（ロにおいて「職業指導員等」という。）の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の14の目標工賃達成指導員

配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費（I）を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第15の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第16の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) 指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算（V）（第八号ロにおいて「医療連携体制加算（V）」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、看護師を一名以上確保していること。

(2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) 指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

(新設)

(新設)

算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

ロ 医療連携体制加算（V）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を一名以上確保していること。

(2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算して十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上かつニの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

イ (二)から(四)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

(1)・(2) (略)

(3) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百二十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(4)・(6)

ロ・ニ (略)

二・五 (略)